

## 住民票の写し等の交付についての主な改正経緯

- 1 住民登録法（昭和26年6月8日法律第218号）
  - 何人でも、住民票の謄本若しくは抄本の交付、戸籍の附票の交付を請求することができる」とされていた。
  
- 2 住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）
  - (1) 法制定時
    - ① 何人でも、市町村長に対して、住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付を請求できるとされた。
    - ② 市町村長は、執務に支障がある場合その他正当な理由がある場合に限り、請求を拒むことができるとされた。
  
  - (2) 昭和60年法律第76号による改正
    - ① 請求者は、住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付を請求する理由を具体的に明らかにしなければならないことが追加された。
    - ② 請求が不当な目的によることが明らかなきは、市町村長は当該請求を拒むことができることが追加された。（（1）②は削除された。）
    - ③ 住民票の写しの交付に際して省略できる事項として、世帯主との続柄等及び戸籍の表示等が追加された。
    - ④ 住民票記載事項証明書が法定化された。
    - ⑤ 郵便により、住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができることとされた。
  
  - (3) 平成11年法律第133号による改正
    - ① 自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者による請求については、住民票コードが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書の請求ができないこととされた。
    - ② 住民票の写しの広域交付についての特例が規定された。
  
  - (4) その他（ドメスティック・バイオレンス等の被害者保護措置に係る事務処要領等の改正（平成16年））
    - ドメスティック・バイオレンス及びストーカー行為等の被害者を保護するため、住民票の写し等の交付及び戸籍の附票の写しの交付等について、加害者とされている者からの被害者に係る請求については、原則として、法12条5項の「不当な目的によることが明らかなきは」等にあたるとして、法に基づきこれを拒むこととされた。

住民票法 (昭和二十六年六月八日 法律第二八号)	住民基本台帳法(昭和四二年七月二五日法律第八一号)		
	(一) 法制定時	(二) 昭和大〇年法律第七六号 による改正	(三) 平成二一年法律第二三三号 による改正
<p>(閲覧、謄本、抄本、証明)</p> <p>第十条 何人でも、住民票の閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。謄本若しくは抄本の記載事項に変更がないことの証明又は住民票に記載した事項に関する証明についても同様である。</p>	<p>(住民票の写しの交付)</p> <p>第十二条 何人でも、市町村長に対し、住民票の写しの交付を請求することができる。</p>	<p>(住民票の写し等の交付)</p> <p>第十二条 何人でも、市町村長に対し、住民票の写し(第六条第三項の規定により磁気テープをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記載されている事項を記載した書類。以下同じ。)又は住民票に記載をした事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。</p>	<p>(住民票の写し等の交付)</p> <p>第十二条 住民基本台帳に記載されている者は、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者に係る住民票の写し(第六条第三項の規定により磁気ディスクをもつて住民票を調製している市町村にあつては、当該住民票に記載されている事項を記載した書類。以下同じ。)又は住民票に記載をした事項に関する証明書(以下「住民票記載事項証明書」という。)の交付を請求することができる。</p> <p>2 何人でも、市町村長に対し、自己又は自己と同一の世帯に属する者以外の者であつて当該市町村が備える住民基本台帳に記載されているものに係る住民票の写しで第七条第十三号に掲げる事項の記載を省略したものを又は住民票記載事項証明書で同条第一号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項</p>

<p>2 謄本は、当別の請求がない限り、住民票から除かれた者に関する記載の謄写を省略して作ることができる。</p>	<p>2 市町村長は、前項の請求があつたときは、特別の請求がない限り、第七条第九号から第十二号までに掲げる事項の記載を省略した写しを交付することができる。</p>	<p>2 前項の請求は、請求事由その他自治省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、自治省令で定める場合には、この限りではない。</p>	<p>3 市町村長は、第一項の住民票の写しの交付の請求があつたときは、特別の請求がない限り、第七条第四号、第五号及び第九号から第十二号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。</p>	<p>3 前二項の請求は、請求事由その他総務省令で定める事項を明らかにしてしなければならない。ただし、総務省令で定める場合には、この限りでない。</p>
<p>3 前条第二項の規定は、第一項の請求について準用する。</p>	<p>3 前条第二項の規定は、第一項の請求について準用する。</p>	<p>4 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができる。</p>	<p>4 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項の住民票の写しの交付の請求があつたときは第七条第四号、第五号及び第九号から第十四号までに掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。</p>	<p>4 市町村長は、特別の請求がない限り、第一項の住民票の写しの交付の請求があつたときは第七条第四号、第五号、第九号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項の全部又は一部の記載を省略した写しを交付することができる。</p>
<p>※参考 (住民基本台帳の閲覧) 第十一条 (総) 2 市町村長は、執務に支障がある場合その他正当な理由がある場合に限って、前項の請求を拒むことができる。</p>	<p>11 市町村長は、第一項の請求が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができる。</p>	<p>5 第一項の請求をしようとする者は、郵便により、同項の住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。</p>	<p>5 第一項又は第二項の請求をしようとする者は、郵便その他の総務省令で定める方法により、これらの規定に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書の送付を求めることができる。</p>	<p>5 市町村長は、第一項又は第二項の請求が不当な目的によることが明らかなきは、これを拒むことができる。</p>
			<p>(住民票の写しの交付の特例) 第十二条之二 (総)</p>	

<p>(住民票の規定の準用)</p> <p>第十八条 第八条及び第十条の規定は、附票に準用する。</p>	<p>(住民基本台帳に関する規定の準用)</p> <p>第二十条 第十一条並びに第十二条第一項及び第三項の規定は、戸籍の附票について準用する。</p>	<p>(住民票の写しの交付に関する規定の準用)</p> <p>第二十条 第十二条第二項、第二項、第四項及び第五項の規定は、戸籍の附票の写しの交付について準用する。この場合において、同条第二項中「自治省令」とあるのは、「法務省令・自治省令」と読み替えるものとする。</p>	<p>(戸籍の附票の写しの交付)</p> <p>第二十条 何人でも、市町村長に対し、当該市町村が備える戸籍の附票の写し(第十六条第二項の規定により磁気ディスクをもつて戸籍の附票を購置している市町村にあっては、当該戸籍の附票に記載されている事項を記載した書類(第五十二条において同じ。)の交付を請求することができる。</p> <p>2 第十二条第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の請求について準用する。この場合において、同条第三項中「総務省令」とあるのは「法務省令・法務省令」と、同条第六項中「これらの規定に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「第二十条第一項の戸籍の附票の写し」と読み替えるものとする。</p>
--	---	---	---